

## 京都府農業総合支援センター若手農業者経営力向上支援事業実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人京都府農業総合支援センター（以下「支援センター」という。）が、若手農業者経営力向上支援事業実施要領（平成23年6月3日付け3担第308号京都府農林水産部長通知。以下「府要領」という。）及び「若手農業者経営力向上支援事業の実施について」（同通知。以下「府実施通知」という。）に基づき実施する事業の事務の取扱いに関して必要な事項を定める。

### (事業参加の公募)

第2条 支援センターは、京都府広域振興局（農業改良普及センターを含む。）への通知及びホームページへの掲載等の方法により、事業参加者を公募する。

### (参加申込)

第3条 この事業において「事業参加申込者」とは、事業への参加を希望する次に掲げる者をいう。

- 一 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づき市町村長が就農計画を認定した認定就農者（以下「認定新規就農者」という。）
  - 二 就農計画の目標を達成し更に今後5年間で経営規模の拡大や経営の多角化等を目標とした経営発展計画を作成した方又は法第4条第2項で定める青年等を1名以上含む農業者3名以上の組織（以下「経営発展計画作成者」という。）
- 2 事業参加申込者は、事業参加申込書（別紙様式1）に、経営発展計画書（別紙様式2）を添付（認定新規就農者を除く）の上、事業実施地の市町村長を経由して支援センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。なお、経営発展計画書の作成にあたっては、事業実施地の京都府広域振興局、市町村、農業委員会及び農業協同組合等（以下「支援関係機関」という。）の指導、助言及び協力を得るものとする。

### (意見書の徴収)

第4条 支援センター事務局長（以下「事務局長」という。）は、就農計画の達成状況等について関係農業改良普及センター所長に、また法に基づく基本構想等市町村の農業経営の育成、確保に関する方針に照らした経営発展計画の妥当性について関係市町村の農業振興担当部署の長に意見書（別紙様式3）の提出を求めるものとする。

### (審査会の開催)

第5条 理事長は、事業参加資格審査会を開催し、事業参加申込者の事業参加の適否を審査する。

### (審査会の構成)

第6条 前条の審査に当たる審査会の委員（以下「委員」という。）は、農業技術又は農業経営に関し専門的な知識を有する京都府又は関係団体の職員若しくは学識経験者等から、理事長が委嘱する。

- 2 委員の定員は7名以内、任期は支援センターの毎事業年度内とする。
- 3 審査会会長は、委員の中から理事長が指名する。

(審査会の運営)

第7条 審査会は、理事長が招集し、審査会会長が運営する。

- 2 事業参加申込者は、審査会に出席し、自らの経営目標の達成状況及び経営発展計画を申述しなければならない。
- 3 審査会会長は、委員及び事業対象者のほか、必要に応じて支援関係機関の職員等の出席を求め、意見を聴き又は事業参加申込者の補助に当たらせることができる。
- 4 審査会会長は、第8条に掲げる審査の基準に基づき審査委員の意見を集約し、理事長に報告する。

(審査の基準)

第8条 各事業参加申込者に係る事業参加適否の審査基準については、理事長が別に定める。

(参加適否の決定及び通知)

第9条 理事長は、第4条2項に掲げる農業改良普及センター所長及び市町村農業振興担当部署の長の意見書並びに第7条4項に掲げる審査会会長の報告に基づき、各事業参加申込者に係る事業参加の適否を決定し、その結果を当該事業参加申込者に通知するとともに、京都府及び支援関係機関に報告する。

(リースへの支援)

第10条 支援センターは、第9条に掲げる事業参加の決定を受けた事業参加申込者（以下「事業参加者」という。）に対し、その経営発展計画に沿う農業用施設・機械（以下「対象物件」という。）のリースによる整備に関し、府要領及び同実施通知の定めに基づくほか以下の各号に掲げる支援を行う。

- (1) リース期間中であって、リース始期から起算して6年間（72か月間）又は対象物件の法定耐用年数に相当する期間のいずれか短い期間（以下「補助対象期間」という。）における別表に掲げる補助金の交付
- (2) 対象物件を取り扱うリース会社の紹介及びリース料に係る見積の徴収等事業参加申込者がリースを実施するにあたって必要な事務作業等の補助

(補助金の交付請求)

第11条 事業参加者は、補助対象期間中の各年度に係るリース料の支払い後速やかに、その支払いを証する書類を添えて、補助金交付請求書（別紙様式4）を支援センターに提出する。

(経営発展計画達成状況の報告等)

第12条 この事業により農業用機械・施設を借受けた事業参加者は、支援関係機関の指導、助言及び協力を得てその経営発展計画の達成に努めるとともに、リース始期の翌年度からリース期間が終了するまで、毎年度末現在の達成状況及びを、翌年度の4月末日までに支援センターに報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、支援センター理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月28日から実施する。

この要領は、平成24年6月29日から実施する。

この要領は、平成24年10月1日から実施する。

この要領は、平成28年11月8日から実施する。

別表

補助金の額	リース料年額から消費税相当額を差引いた額の10分の3以内でかつ40万円以内
-------	---------------------------------------

別紙様式1

## 若手農業者経営力向上支援事業参加申込書

平成 年 月 日

公益社団法人京都府農業総合支援センター  
理事長 小田 一彦 様

住 所

氏 名 ㊟

連 絡 先 (携帯電話番号、メールアドレス等  
もっとも確実な連絡先)

公益社団法人京都府農業総合支援センターから公募のあった若手農業者経営力向上支援事業について、必要書類を添付の上、参加を申し込みます。

### 添付書類

- 1 経営発展計画書 (別紙様式2、認定新規就農者は不要)
- 2 就農計画認定時 (変更した場合は変更後) の就農計画の写し
- 3 農業用機械・施設明細書 (参考様式1)
- 4 リース物件規模決定根拠調書 (参考様式2)

## 経営発展計画書

住 所

氏 名

### 1 経営の将来構想

(注) 概ね 10 年後を目標とした経営の将来構想を記載

(例: 「目標とする経営のイメージ=規模拡大、新規作目、雇用、法人化・6次産業化、異分野との連携、産地づくり、生活、環境、地域貢献など」とそこに到達するための課題(施設・農地等の生産基盤、技術・労働効率など)及び課題克服のプロセスなど)

### 2 本事業による農業用機械・施設の導入のねらい

(注) 本事業による機械・施設の導入が「1」の構想実現にどのように寄与(規模拡大、効率化、技術の向上、収益性、新規作目・分野への展開など)するかについて記載

3 家族及び農業労働力

	現 況				機械・施設導入直後の 計 画 ( 年 月～)		5年後の計画 ( 年)		目 標 ( 年)	備 考
	氏 名(年齢)	続 柄	経験年数 (年)	農業従事 日数 (日/年)	経験年数 (年)	農業従事 日数 (日/年)	経験年数 (年)	農業従事 日数 (日/年)	農業従事 日数 (日/年)	
家 族 構 成	( )	本人					年			
	( )									
	( )									
	( )									
	( )									
	( )									
	合 計									
	雇 用	常 雇								
臨時雇										
合 計										

(注) 「常雇」とは、6か月以上継続した雇用を指す。

4 経営規模の目標

	区 分	現 況 ( 年 月)	機械・施設導入 直後の計画 ( 年 月～)	5年後の計画 ( 年)	目 標 ( 年)
経営 土地	水 田	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>
	普 通 畑	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>
	飼 料 畑	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>
		うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>
	そ の 他	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>
	施設用地	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>	うち借地( a ) <sup>a</sup>
家畜 (常時頭羽数)	牛・豚	成牛(豚)	頭	頭	頭
		育成牛(豚)	頭	頭	頭
		子牛(豚)	頭	頭	頭
		肥育牛(豚)	頭	頭	頭
	鶏	採卵鶏	羽	羽	羽
		食用鶏	羽	羽	羽
建 物 ・ 施 設 ・ 機 械 ・ 機 具					

(注) 土地等が共有の場合は、面積等の後にその持分を付記すること。

5 農業経営収支の目標

	作 目	現 状 ( 年 )					機械・施設導入直後の計画 ( 年 月 ~ )				
		生産 規模	生産 量	販売 量	平均 単価	販売 額	生産 規模	生産 量	販売 量	平均 単価	販売 額
農 業 収 入											
	計 ①										
農 業 支 出	事 項	現 状					機械・施設導入直後の計画				
	物 財 費 (※1)										
	光熱水費										
	諸材料費										
	修繕料										
	流通経費 (※2)										
	その他										
	雇用労賃										
	借入金利息										
	減価償却費 ②										
計 ③											
農業所得 (①-③) ④											
農外所得 ⑤											
租税公課負担 ⑥											
農家所得 (④+⑤-⑥) (リース財源) ⑧											
リース料支払財源 (②+⑧) ⑨											

※1 物 財 費 = 種 苗 ・ 肥 料 ・ 農 薬 ・ 飼 料 費 等

※2 流 通 経 費 = 荷 造 包 装 費 ・ 運 賃 ・ 販 売 手 数 料 等







就農計画の達成状況等に関する意見書

公益社団法人京都府農業総合支援センター事務局長 様

京都府 農業改良普及センター所長

に係る就農計画の達成状況等に関する意見は、以下のとおりです。

1 就農計画達成状況等

	就農計画※ (目標年度：平成 年度)	現 況
経営規模		
所 得		

※参加申込者が認定就農者でない場合は、記載不要

2 意見

--

経営発展計画に関する意見書

平成 年 月 日

公益社団法人京都府農業総合支援センター事務局長 様

市町村課長

(事業参加申込者)に係る経営発展計画についての意見は、以下のとおりです。

調 査 項 目		評価
・経営計画の内容	(申込書から転記)	適・否
・経営計画の妥当性	(申込書から転記)	
・その他特記事項		
その他意見		

若手農業者経営力向上支援事業補助金交付請求書

平成 年 月 日

公益社団法人京都府農業総合支援センター

理事長 小田 一彦 様

請求者

住所

氏名

印

若手農業者経営力向上支援事業に係る補助金の交付に関し、平成25年度分の交付を下記のとおり請求します。

記

1 事業の概要

対象リース物件			
リース会社名			
リース期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
リース料等			
	対象期間	税抜年間リース料 (円)	補助金額 (円)
第1回	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
第2回	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
第3回	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
第4回	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
第5回	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
第6回	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	総 額		

2 今回 (第 回 : 平成 年度分) 補助金交付請求額

\_\_\_\_\_ 円

3 振込口座

金融機関	銀行	支店
預金種別・番号	普通 ・ 当座 No.	
フリガナ		
口座名義		

当該年度分リース料の支払履行の証憑類の写しを添付のこと

## 農業用機械・施設明細書

機械 施設名	規格・仕様・付属品等	機械性能	物件価格 (概算)	保管予定 場所

(注) リース会社への見積書徴収のため詳細に記入のこと

- 添付資料： 1 仕様書（用途・規模・能力等の概要を記載したもの＝カタログ又はその写しで可）  
2 価格見積書

農業用機械・施設規模決定根拠調書

○導入機械規模決定根拠

機械・施設名	種別	対応面積試算								
		ほ場作業量					1日のほ場作業量			
		理論作業量			ほ場作業効率 (区画) %	ほ場作業量 ha/時 ⑤= ③×④/100	実作業時間			1日のほ場作業量 ha/日 ⑨= ⑤×⑧
		作業幅 m ①	作業速度 (条件) km/時 ②	理論作業量 ha/時 ③= ①×②/10			1日の作業時間	実作業率 %	1日の実作業時間 ⑧= ⑥×⑦/100	

○農業機械格納庫規模決定根拠

機械名等	全長 mm	全幅 mm	全高 mm	全重 kg

作業可能日数					作業回数 回 ⑬	対応可能面積 ha ⑭= ⑨×⑫/⑬	実際の導入 計画 利用面積 ha	(参考) 修業農業機械 導入基準	保管場所
作 業		作業可能日数 率 % ⑪	作業可能日数 日 ⑫= ⑩×⑪/100	期 間					
月日～ 月日	日 数 日 ⑩								

1台あたりの格納所要面積 ㎡	台 数 台	格納等所要面積 ㎡	備 考



年 月 日

公益社団法人京都府農業総合支援センター  
理事長 小田一彦様

氏名

印

経営発展計画達成状況の報告について

平成 年度若手農業者経営向上支援事業に係る経営発展計画について、平成 年度末現在における達成状況を別紙のとおり報告します。

（注） 「別紙」については、別紙様式2（経営発展計画）の5（農業経営収支の目標）に準じて作成のこと。